

一般社団法人園芸学会 国際交流基金助成事業規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人園芸学会（以下「本会」という。）は、本会会員の国際交流活動に対する助成事業を行うために本規程を定める。

(資金)

第2条 助成事業に必要な経費は国際交流基金をもってあてる。

(助成対象と助成額)

第3条 国際交流基金助成対象事業は以下のものとする。

- (1) 国際会議参加助成事業（1件10万円以内、年間助成件数：数件）
申請時点で35歳未満の国内在住の正会員が国際会議、国際シンポジウム等に参加し、研究発表を行うための渡航費を助成する。但し、他団体の国際交流事業等による助成を受ける場合は、本助成を受けることができない。
 - (2) 海外研究者招聘助成事業（1件10万円以内、年間助成件数：数件）
正会員が招聘した海外研究者が本会主催あるいは協賛のシンポジウム等で講演を行うための渡航費を助成する。
 - (3) 国際シンポジウム開催助成事業（1件50万円以内、年間助成件数：数件）
複数人の正会員が企画、組織した国内で開催する園芸学分野の国際シンポジウム等に対して、経費の一部を助成する。
 - (4) その他必要と認められる国際交流助成事業
- 2 同一年度の助成総額は、原則として150万円以内とする。

(募集)

第4条 助成事業への募集は園芸学研究、学会ホームページに公示する。第3条第1項に定めた(1)と(2)の募集は年2回（1月および7月末日締切）とし、(3)と(4)の募集は年1回のみ（1月末日締切）とする。所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出する。

(選考)

第5条 助成の採否及び助成額については、理事会が審査・選考を行い、決定する。
2 選考結果は申請者に通知するとともに、園芸学研究に会告するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成決定通知を受けた会員は、助成金交付申請書を提出しなければならない。
2 第3条第1項に定めた(1)と(2)の助成は助成決定日より1年以内に執行すること、(3)と(4)は2年以内に執行するものとする。

(報告)

第7条 助成を受けた会員は、事業終了後すみやかに所定の様式により成果及び助成金の使途を報告しなければならない。成果報告書は園芸学研究に会告するものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、平成27年3月7日より施行する。

この規程は、平成30年9月21日より施行する（平成30年9月21日理事会において第3条第1項改訂）。